

# 令和5年度

## 当初予算案等説明資料

	ページ
○ 消防局所管予算案	
I 総括表	1 ～ 2
II 重要施策の概要	3 ～ 6
III 歳入・歳出目別明細	7 ～ 22
IV 債務負担行為	23 ～ 24
○ 条例案	
議案第75号 福岡市消防事務における規制に関する 手数料条例の一部を改正する条例案	25 ～ 31
○ 一般議案	
議案第80号 福岡市と筑紫野太宰府消防組合との 消防通信指令事務の委託に関する協議について	32 ～ 34
○ 組織編成案	35 ～ 36

消 防 局

# ○ 消防局所管予算案

## I 総括表

款	項	目	令和5年度		令和4年度	
			予算額 (A)	構成比 (%)	予算額 (B)	構成比 (%)
11款	消 防 費		17,236,027	100.0%	16,416,760	100.0%
	1項	消 防 費	17,236,027	100.0%	16,416,760	100.0%
		1目 常備消防費	11,823,772	68.6%	11,951,632	72.8%
		2目 非常備消防費	631,308	3.7%	631,587	3.8%
		3目 消防施設費	4,780,947	27.7%	3,833,541	23.4%
	合 計		17,236,027	100.0%	16,416,760	100.0%

( △ : 減 ・ 単位 : 千円 )

対前年度比較		令和5年度 予算額の財源内訳				
予算額 (A)-(B) (C)	伸率 (C)/(B) (%)	特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金		市 債		その他
819,267	5.0%	国	1,769	2,122,000	2,430,674	12,598,496
		県	83,088			
		計	84,857			
819,267	5.0%	国	1,769	2,122,000	2,430,674	12,598,496
		県	83,088			
		計	84,857			
△ 127,860	△ 1.1%	国	-	-	439,890	11,361,034
		県	22,848			
		計	22,848			
△ 279	0.0%	国	877	-	66,518	563,673
		県	240			
		計	1,117			
947,406	24.7%	国	892	2,122,000	1,924,266	673,789
		県	60,000			
		計	60,892			
819,267	5.0%	国	1,769	2,122,000	2,430,674	12,598,496
		県	83,088			
		計	84,857			

## II 重要施策の概要

単位：千円

	令和5年度	令和4年度	増減
<b>1 災害防ぎょ活動体制の充実</b>	<b>4,002,829</b>	<b>2,999,803</b>	<b>1,003,026</b>
<b>ア 消防基盤、活動資機材の整備</b>	<b>3,731,979</b>	<b>2,846,644</b>	<b>885,335</b>

福岡都市圏消防共同指令センターの円滑な運用に努めるとともに、消防指令管制情報システムの間接更新や消防・救急デジタル無線の更新整備に取り組む。

また、消防ヘリコプターの暦年点検や機種変更に伴う操縦士及び整備士の資格取得等を行う。

そのほか、消防車両や救助用資機材の更新、消防庁舎の改修等及び旧平尾出張所跡地の売却を行う。

### <主な事業>

事業概要	令和5年度	令和4年度	増減
消防指令管制情報システム共同運用整備 (システム保守)	377,595	365,089	12,506
消防指令管制情報システム中間更新 (筑紫野太宰府消防組合消防本部の加入)	2,644,749	-	2,644,749
消防・救急デジタル無線更新整備(基本設計) (実施設計 債務負担行為 令和5～6年度 10,942千円)	11,690	-	11,690
消防ヘリコプターの暦年点検等の整備	134,058	84,192	49,866
消防ヘリコプターの更新整備(資格取得)	63,357	1,558,497	△ 1,495,140
消防車両の更新等 (5台 債務負担行為 令和5～6年度 375,437千円)	70,833	352,826	△ 281,993
救助用資機材、消防活動用空気呼吸器用ボンベ等の更新	29,506	42,999	△ 13,493
消防庁舎の改修等	398,673	170,797	227,876
中央区における消防署所の再編整備 (旧平尾出張所跡地売却)	1,518	270,037	△ 268,519
映像通報システム整備	-	2,207	△ 2,207

	令和5年度	令和4年度	増減
<b>イ 消防団施設等の整備</b>	<b>223,849</b>	<b>100,612</b>	<b>123,237</b>

地域防災を担う消防団の活動を支えるため、分団車庫外壁等の改修、消火活動用小型動力ポンプ付積載車等の更新及び装備品の整備を行う。

### <主な事業>

事業概要	令和5年度	令和4年度	増減
分団車庫外壁改修等(奈良屋、席田分団)	53,063	70,219	△ 17,156
消火活動用小型動力ポンプ付積載車(6台)の更新 (香椎、西戸崎、当仁、田隈、今津、元岡分団)	129,522	-	129,522
消火活動用小型動力ポンプ(3基)の更新等 (住吉、簗子、花畑分団)	16,921	5,949	10,972
装備品の整備	24,343	24,444	△ 101

	令和5年度	令和4年度	増減
<b>ウ 教育訓練及び人材育成の充実</b>	47,001	52,547	△ 5,546

消防職員や消防団員等の災害活動に関する技術や知識を高めるため、若手職員の基礎教育をはじめ、専門性の高い教育を段階的に実施するとともに、消防を取り巻く環境の変化に適切に対応できる人材の育成に努める。

また、実践的な訓練環境の充実のため、教育訓練用資機材等の更新や消防学校の機能強化に向けた検討を行う。

<主な事業>

事業概要	令和5年度	令和4年度	増減
消防職員、消防団員に対する教育訓練及び人材育成の充実	35,202	42,341	△ 7,139
教育訓練用資機材等の更新	2,589	1,755	834
消防学校機能強化検討	9,210	8,451	759

	令和5年度	令和4年度	増減
<b>2 救急体制の充実</b>	<b>450,844</b>	<b>416,490</b>	<b>34,354</b>
<b>ア 救急需要への対応、救急高度化の推進</b>	445,898	412,444	33,454

救急需要に的確に対応するため、東消防署に救急隊を増隊する。

また、救急高度化を推進するため、継続的な救急救命士の養成や医師による救急活動の事後検証等により、救急隊員の活動能力の向上を図る。

さらに、高度な救急救命処置に不可欠な資機材の整備やAED等の高度救急資機材を積載した高規格救急車の計画的更新を行うとともに、FC救急車の実証を行う。

<主な事業> ★:新規事業

	事業概要	令和5年度	令和4年度	増減
★	東消防署に救急隊を増隊 (高規格救急車、資機材、庁舎改修等)	63,583	-	63,583
	南消防署に救急隊を増隊 (高規格救急車、資機材、庁舎改修等)	-	64,707	△ 64,707
	救急高度化の推進のために必要な救急救命士の継続的な養成(11名)	27,117	28,568	△ 1,451
	医師による救急活動の事後検証、救急隊員教育、救急救命士の処置範囲拡大への対応及び医療機関との連携強化	8,817	8,253	564
	高度な救急救命処置に不可欠な資機材等の整備	59,868	64,832	△ 4,964
	高規格救急車(7台)及びAEDなどの積載資機材の更新	253,233	246,084	7,149
★	FC救急車の実証	33,280	-	33,280

令和5年度 令和4年度 増減

**イ 応急手当、救急車適正利用、予防救急の普及啓発推進** 4,946 4,046 900

応急手当市民サポーター等と連携し、市民を対象とした救命講習を実施するとともに、小・中学生への救命講習を推進するため、教職員に対して指導者資格を取得できる救命講習を実施する。

また、救マーク施設の拡充を図るとともに、救急車の適正利用や救急搬送につながる、病気やけがの予防策とその対処法等に関する予防救急の広報を推進する。

＜主な事業＞

事業概要	令和5年度	令和4年度	増減
応急手当普及啓発の推進 ・市民サポーターなどと連携した市民への救命講習の開催 ・小中学生を対象とした救命講習の推進（教職員に対して指導者資格を取得できる救命講習の実施） ・適切な応急手当ができる救マーク施設の拡充	3,946	3,946	-
「救急車適正利用」、「#7119」の市民への広報、病気やけがの予防策を市民に啓発する「予防救急」の推進	1,000	100	900

令和5年度 令和4年度 増減

**3 防火・防災体制の充実** 144,549 149,217 △4,668

**ア 火災予防対策の推進** 17,608 18,442 △834

防火管理者未選任や各種点検未報告等の指摘事項の有無等により、火災発生時の人命危険度を点数化し、建物等に優先順位を付け査察を実施するとともに、消防法令違反是正の徹底を図る。

また、火災予防分野に関する各種手続きの利便性を高めるため、手続きのオンライン化を拡充する。

さらに、住宅火災による被害を防止・軽減するため、民間企業等と連携した取り組みのほか、あらゆる機会を捉えて、住宅用火災警報器の設置促進や維持管理に関する広報を行うとともに、高齢者に対する防火啓発に取り組む。

＜主な事業＞

事業概要	令和5年度	令和4年度	増減
・火災発生時の人命危険度に応じた重点的な立入検査や消防法令違反是正の徹底 ・火災予防分野に関する手続きのオンライン化の拡充	7,693	10,064	△2,371
火災予防啓発事業の推進 ・住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理に関する広報の実施 ・高齢者に対する防火啓発	9,915	8,378	1,537

	令和5年度	令和4年度	増減
<b>イ 災害に強い地域づくり</b>	54,953	55,101	△ 148

市民ニーズが高い避難訓練・出前講座等の防災・減災教育や、防火・防災管理に関する講習等を行う。

また、災害に強い地域づくりを目指して、消防団、事業所、区役所等と連携し、校区の自主防災組織が行う防火・防災訓練等の支援のほか、よりきめ細かな防災指導を行うため、自治協議会の会議等において啓発活動を実施し、町内会単位等での防火・防災訓練等の実施促進を図る。

**<主な事業>**

事業概要	令和5年度	令和4年度	増減
避難訓練・出前講座等の防災・減災教育の実施	36,537	36,919	△ 382
防火・防災管理に関する講習の実施	16,973	16,657	316
関係団体と連携した自主防災組織が行う活動への支援、防災・減災に関する普及啓発の推進	1,443	1,525	△ 82

	令和5年度	令和4年度	増減
<b>ウ 市民に身近な消防づくり</b>	71,988	75,674	△ 3,686

市民に親しまれる消防を目指し、身近な各消防署等での体験型の庁舎開放イベントや消防音楽隊の演奏活動による積極的な情報発信等を行い、防災意識の向上を図る。

**<主な事業>**

事業概要	令和5年度	令和4年度	増減
体験型のイベント 『来て！見て！体験！消防たい(隊)』の実施	948	968	△ 20
消防音楽隊による広報活動の充実	71,040	74,706	△ 3,666

### Ⅲ 歳入・歳出目別明細

#### ( 歳 入 )

予算案 説明書 (その一) ページ	款	項	目	令和5年度 予算額 (A)	令和4年度 予算額 (B)
47・48	(17) 分担金 及び負担金	1 負担金	9 消防費 負担金	1,767,231	454,326
	(18) 使用料及び手数料			89,160	87,828
49		1 使用料	1 総務使用料	3,745	4,292
63		2 手数料	10 消防手数料	85,415	83,536
80	(19) 国庫支出金	2 国庫補助金	10 消防費 国庫補助金	1,769	3,340
	(20) 県支出金			83,088	339,992
95		2 県補助金	10 消防費 県補助金	83,088	339,781



( △ : 減 ・ 単位 : 千円 )

比較増減額 (A) - (B) (C)	対前年度伸率 (C) / (B) (%)	説明				
		5年度	4年度	増減		
1,312,905	289.0%	1	高速道路救急業務費負担金	722	1,441	△ 719
		2	共同運用事業費負担金	1,766,509	452,885	1,313,624
1,332	1.5%					
△ 547	△ 12.7%	3	庁舎等使用料	3,745	4,292	△ 547
1,879	2.2%	1	防火管理講習等手数料	68,182	68,262	△ 80
		2	危険物規制等手数料	17,233	15,274	1,959
△ 1,571	△ 47.0%	1	消防団設備整備費補助金	877	550	327
		2	消防施設費補助金	892	2,790	△ 1,898
△ 256,904	△ 75.6%					
△ 256,693	△ 75.5%	1	水難救助費補助金	240	257	△ 17
		2	消防施設整備費補助金	76,055	339,524	△ 263,469
		3	G7広島サミット消防・救急体制整備費補助金	6,793	-	6,793

予算案 説明書 (その一) ページ	款	項	目	令和5年度 予算額 (A)	令和4年度 予算額 (B)
97		3 委託金	▲消防費 委託金	-	211
	(21) 財産収入			433,183	6,351
		1 財産運用 収入		1,650	860
101			2 利子及び 配当金	840	779
102			3 特許権等 運用収入	810	81
		2 財産売払 収入		431,533	5,491
102			1 不動産売払 収入	338,000	-
102・103			2 物品売払 収入	93,533	5,491

( △ : 減 ・ 単位 : 千円 )

比較増減額 (A) - (B) (C)	対前年度伸率 (C)/(B) (%)	説明			
		5年度	4年度	増減	
△ 211	皆減	▲ 権限移譲事務費委託金 0	211	△ 211	
426,832	著増				
790	91.9%				
61	7.8%	27 消防救急基金利子収入	840	779	61
729	900.0%	1 著作権使用料	810	81	729
426,042	著増				
338,000	皆増	1 土地建物売払収入	338,000	0	338,000
88,042	著増	1 物品売払収入	93,533	5,491	88,042

予算案 説明書 (その一) ページ	款	項	目	令和5年度 予算額 (A)	令和4年度 予算額 (B)
106	(22) 寄附金	1 寄附金	9 消防費 寄附金	12,574	14,264
107	(23) 繰入金	3 庁舎建設等 資金積立金 繰入金	1 庁舎建設等 資金積立金 繰入金	9,210	-
	(25) 諸収入			119,316	134,947
123		▲納付金	▲納付金	-	16,276
113		2 保険料収入	1 保険料収入	27,682	26,353
		12 雑入		91,634	92,318
122・123			11 消防費雑入	71,666	71,640

( △ : 減 ・ 単位 : 千円 )

比較増減額 (A) - (B) (C)	対前年度伸率 (C) / (B) (%)	説明			
		5年度	4年度	増減	
△ 1,690	△ 11.8%	1 空港対策費寄附金	8,574	10,264	△ 1,690
		2 消防事業費寄附金	4,000	4,000	-
9,210	皆増	1 庁舎建設等資金積立金受入金	9,210	0	9,210
△ 15,631	△ 11.6%				
△ 16,276	皆減	▲ 健康保険料	0	16,276	△ 16,276
1,329	5.0%	1 雇用保険料収入	2,818	1,573	1,245
		2 厚生年金保険料収入	24,864	24,780	84
△ 684	△ 0.7%				
26	0.0%	1 公務災害補償金	8,042	8,016	26
		2 消防団員退職報償金	57,796	57,796	-
		3 消防救急無線デジタル化 事業費助成金	5,828	5,828	-

予算案 説明書 (その一) ページ	款	項	目	令和5年度 予算額 (A)	令和4年度 予算額 (B)
123			13 その他の 雑入	19,968	20,678
127	(26) 市債	1 市債	10 消防債	2,122,000	1,986,000
歳 入 合 計				4,637,531	3,027,048

( △ : 減 ・ 単位 : 千円 )

比較増減額 (A) - (B) (C)	対前年度伸率 (C) / (B) (%)	説明				
		5年度	4年度	増減		
△ 710	△ 3.4%	1	その他の雑入	19,968	20,678	△ 710
136,000	6.8%	1	消防施設整備債	2,122,000	1,986,000	136,000
1,610,483	53.2%					

(歳出)

予算案 説明書 (その一) ページ	目	令和5年度 予算額 (A)	令和4年度 予算額 (B)	比較増減額	
				(A) - (B) (C)	対前年度伸率 (C)/(B) (%)
426	11款 消防費				
429	1項 消防費				
429	1 常備消防費	11,823,772	11,951,632	△ 127,860	△ 1.1%



説 明	5年度			4年度			増 減
<b>1. 一般職職員給与費等</b>	<b>10,521,637</b>			<b>11,331,210</b>			<b>△ 809,573</b>
一般職職員・1,206人（うち会計年度任用職員・29人）							
〔 関連歳入							
(17) 分担金及び負担金	284,127						
共同運用事業費負担金							
(25) 諸収入	38,387						
雇用保険料収入	2,818						
厚生年金保険料収入	24,864						
その他の雑入	10,705						
<b>2. 警防・救助・救急経費</b>	<b>194,104</b>			<b>135,035</b>			<b>59,069</b>
ア 警防経費	131,912			74,619		57,293	
イ 救助経費	13,337			13,337		-	
ウ 救急経費	43,747			42,865		882	
エ 救急需要対策の推進経費	4,946			4,046		900	
オ 災害対策経費	162			168		△ 6	
〔 関連歳入							
(17) 分担金及び負担金	722						
高速道路救急業務費負担金							
(20) 県支出金	21,909						
消防施設整備費補助金	16,055						
G7広島サミット消防・救急体制整備費補助金	5,854						
(25) 諸収入	5,487						
その他の雑入							
<b>3. 予防指導経費</b>	<b>69,337</b>			<b>69,818</b>			<b>△ 481</b>
ア 市民防災センター運営経費	53,510			53,576		△ 66	
イ 火災予防経費	8,134			6,178		1,956	
ウ 査察指導経費	7,693			10,064		△ 2,371	
〔 関連歳入							
(18) 使用料及び手数料	85,415						
防火管理講習等手数料	68,182						
危険物規制等手数料	17,233						
(20) 県支出金	939						
G7広島サミット消防・救急体制整備費補助金							
(21) 財産収入	729						
著作権使用料							
(25) 諸収入	425						
その他の雑入							

予算案 説明書 (その一) ページ	目	令和5年度 予算額 (A)	令和4年度 予算額 (B)	比較増減額	
				(A) - (B) (C)	対前年度伸率 (C) / (B) (%)
426 ↳ 429	(1 常備消防費)				
428 ↳ 431	2 非常備消防費	631,308	631,587	△ 279	△ 0.0%

説 明	5年度			4年度			増 減		
<b>4. その他の経費</b>	1,038,694			415,569			623,125		
ア 広報関連経費	3,849			4,133			△ 284		
イ 職員関連経費	118,264			121,760			△ 3,496		
ウ 一般管理経費	305,446			233,451			71,995		
エ 消防学校経費	21,255			28,930			△ 7,675		
オ 消防救急基金経費	4,000			4,000			-		
カ 退職手当基金経費	560,699			-			皆増		
キ その他一般経費	25,181			23,295			1,886		
〔 関連歳入									
(17) 分担金及び負担金	6,441								
共同運用事業費負担金									
(21) 財産収入	7,202								
著作権使用料	81								
物品売払収入	7,121								
(22) 寄附金	7,835								
空港対策費寄附金	3,835								
消防事業費寄附金	4,000								
(25) 諸収入	3,120								
その他の雑入									
<b>1. 消防団員年額報酬</b>	113,624			113,624			-		
年額報酬 (単価)									
区 分	金額(円)								
団 長	82,500								
副 団 長	69,000								
本部部長・分団長	50,500								
副分団長	45,500								
部長・班長	37,000								
団 員	36,500								
<b>2. 消防団員出動報酬等</b>	278,627			278,939			△ 312		
<b>3. 消防団員退職報償金掛金等</b>	110,257			110,257			-		
<b>4. その他の経費</b>	128,800			128,767			33		
〔 関連歳入									
(19) 国庫支出金	877								
消防団設備整備費補助金									
(20) 県支出金	240								
水難救助費補助金									

予算案 説明書 (その一) ページ	目	令和5年度 予算額 (A)	令和4年度 予算額 (B)	比較増減額	
				(A) - (B) (C)	対前年度伸率 (C) / (B) (%)
428 ↳ 431	(2 非常備消防費)				
430 ↳ 435	3 消防施設費	4,780,947	3,833,541	947,406	24.7%

説 明		5年度	4年度	増 減
(22) 寄附金 空港対策費寄附金 (25) 諸収入 公務災害補償金 消防団員退職報償金	680  65,838 8,042 57,796			
<b>1. 庁舎等の施設整備費</b>		<b>3,735,397</b>	<b>1,211,386</b>	<b>2,524,011</b>
ア 庁舎整備費		10,728	278,488	△ 267,760
・中央区における消防署所の再編整備		1,518	270,037	△ 268,519
・消防学校機能強化検討		9,210	8,451	759
イ 分団車庫等整備費		53,063	70,219	△ 17,156
・分団車庫等整備費				
ウ 通信施設整備費		3,083,715	516,985	2,566,730
・通信設備整備		8,549	10,114	△ 1,565
・通信施設等維持管理経費		4,577	5,027	△ 450
・消防・救急無線デジタル化整備 (更新整備)		11,690	-	皆増
・消防・救急無線デジタル化整備 (維持管理)		36,555	39,437	△ 2,882
・消防指令管制情報システム共同運用関連経費		377,595	365,089	12,506
・消防指令管制情報システム中間更新		2,644,749	-	皆増
・映像通報システム整備		-	2,207	皆減
・保安施設管理システム改修		-	75,553	皆減
・消防団員管理システム改修		-	19,558	皆減
エ 庁舎維持管理費等		587,891	345,694	242,197
・庁舎維持管理経費		197,767	185,011	12,756
・庁舎等改修整備		390,124	160,683	229,441
関連歳入				
(17) 分担金及び負担金	1,475,941			
共同運用事業費負担金				
(18) 使用料及び手数料	3,745			
庁舎等使用料				
(21) 財産収入	338,000			
土地建物売払収入				
(23) 繰入金	9,210			
庁舎建設等資金積立金受入金				
(25) 諸収入	6,059			
消防救急無線デジタル化事業費助成金	5,828			
その他の雑入	231			
(26) 市債	1,724,000			
消防施設整備債				
<b>2. 消防車両等整備費</b>		<b>734,242</b>	<b>2,295,593</b>	<b>△ 1,561,351</b>
ア 消防車両等更新整備費		544,611	2,153,830	△ 1,609,219
・消防自動車等更新		412,396	524,974	△ 112,578
・消防ヘリコプター更新整備		63,357	1,558,497	△ 1,495,140
・救急隊の増隊		68,858	70,359	△ 1,501

予算案 説明書 (その一) ページ	目	令和5年度 予算額 (A)	令和4年度 予算額 (B)	比較増減額	
				(A) - (B) (C)	対前年度伸率 (C) / (B) (%)
430 ↳ 435	(3 消防施設費)				
歳 出 合 計		17,236,027	16,416,760	819,267	5.0%

説 明		5年度	4年度	増 減
更新車両等				
No.	種 別	数 量		
1	水槽付消防ポンプ自動車 (1.5 t)	2 台		
2	水槽付消防ポンプ自動車 (3.0 t)	1 台		
3	救助工作車 (IV型)	2 台		
4	高規格救急自動車	8 台		
5	消火活動用小型動力ポンプ付積載車	6 台		
6	消火活動用小型動力ポンプ (B2、C1)	7 基		
	合 計	19台・7基		
※ No.1～3については債務負担行為 (令和5～6年度)				
イ	消防車両等管理費	189,631	141,763	47,868
	・ 消防車両等管理費	55,573	57,571	△ 1,998
	・ ヘリコプター点検整備費	134,058	84,192	49,866
	〔 関連歳入 〕			
	(20) 県支出金	60,000		
	消防施設整備費補助金			
	(21) 財産収入	86,412		
	物品売払収入			
	(26) 市債	334,300		
	消防施設整備債			
<b>3.</b>	<b>消防水利整備費</b>	<b>130,541</b>	<b>138,846</b>	<b>△ 8,305</b>
	・ 防火水槽整備	-	3,584	皆減
	・ 防火水槽維持管理経費	845	845	-
	・ 消火栓整備等	129,696	134,417	△ 4,721
<b>4.</b>	<b>高度救急活動資機材整備費</b>	<b>151,261</b>	<b>144,717</b>	<b>6,544</b>
	・ 救急高度化資機材整備	91,393	79,885	11,508
	・ 救命処置高度化推進経費	59,868	64,832	△ 4,964
	〔 関連歳入 〕			
	(19) 国庫支出金	892		
	消防施設費補助金			
	(21) 財産収入	840		
	消防救急基金利子収入			
	(22) 寄附金	1,000		
	空港対策費寄附金			
	(26) 市債	48,600		
	消防施設整備債			
<b>5.</b>	<b>その他の経費</b>	<b>29,506</b>	<b>42,999</b>	<b>△ 13,493</b>
	〔 関連歳入 〕			
	(22) 寄附金	3,059		
	空港対策費寄附金			
	(26) 市債	15,100		
	消防施設整備債			

## IV 債務負担行為

令和5年度提出に係る分

予算案 説明書 (その二) ページ	事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額	
			期 間	金 額
360 ↳ 361	消 防 ・ 救 急 無 線 デ ジ タ ル 化 整 備	千円 10,942	-	千円 -
360 ↳ 361	消 防 自 動 車 等 更 新	千円 375,437	-	千円 -



当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				一般財源又は 当該事業財源
		特 定 財 源			その他	
期 間	金 額	国県支出金	地方債			
	千円	千円	千円	千円	千円	
令和6年度	10,942	-	5,000	5,470	472	
令和6年度	375,437	-	359,000	-	16,437	

## 議案第 75 号

# 福岡市消防事務における規制に関する手数料条例の一部を改正する条例案

## 1 改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 44 号）の一部が令和 5 年 4 月 1 日に施行されることにより、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）が令和 5 年 4 月 1 日に改正されることに伴い、福岡県から液化石油ガス販売事業者の登録等に関する事務及び権限が本市に移譲され、これに係る手数料の額を定める必要があることから、福岡市消防事務における規制に関する手数料条例（平成 12 年福岡市条例第 14 号）の一部を改正するもの。

## 2 改正内容

- (1) 液化石油ガス販売事業者の登録等に関する事務に係る手数料の額について、政令に定める標準手数料と同額の手数料に定める。（別表第 5 関係）
- (2) 所要の規定の整備を行う。（第 2 条及び別表第 4 関係）

## 3 施行期日

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市消防事務における規制に関する手数料条例（平成12年福岡市条例第14号）

の一部を改正する条例案新旧対照表

旧			新										
<p>(手数料を徴収する事務等)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務、手数料の名称及びその金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、当該手数料の金額は、特に定めがあるものを除き、1件についての金額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>別表第1～第3 (略)</p> <p>別表第4</p>			<p>(手数料を徴収する事務等)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務、手数料の名称及びその金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、当該手数料の金額は、特に定めがあるものを除き、1件についての金額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)関係の手数料 別表第5</u></p> <p>別表第1～第3 (略)</p> <p>別表第4</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査</td> <td>高圧ガス製造施設設置完成検査手数料</td> <td>1の項に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額(法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)以下この表において「液石法」という。)第37条の3第1項の完成検査を受け、液石法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)</td> </tr> </tbody> </table>	事務	名称	金額	5 法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査	高圧ガス製造施設設置完成検査手数料	1の項に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額(法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)以下この表において「液石法」という。)第37条の3第1項の完成検査を受け、液石法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査</td> <td>高圧ガス製造施設設置完成検査手数料</td> <td>1の項に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額(法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(_____)以下この表において「液石法」という。)第37条の3第1項の完成検査を受け、液石法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)</td> </tr> </tbody> </table>	事務	名称	金額	5 法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査	高圧ガス製造施設設置完成検査手数料	1の項に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額(法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(_____)以下この表において「液石法」という。)第37条の3第1項の完成検査を受け、液石法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)
事務	名称	金額											
5 法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査	高圧ガス製造施設設置完成検査手数料	1の項に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額(法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)以下この表において「液石法」という。)第37条の3第1項の完成検査を受け、液石法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)											
事務	名称	金額											
5 法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査	高圧ガス製造施設設置完成検査手数料	1の項に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額(法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(_____)以下この表において「液石法」という。)第37条の3第1項の完成検査を受け、液石法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)											

別表第5

事務	名称	金額
1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下この表において「法」という。)第3条第1項の規定に基づく液化石油ガス販売事業の登録の申請に対する審査	液化石油ガス販売事業登録申請手数料	31,000円
2 法第3条の2第3項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付	液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付手数料	1通につき630円
3 法第3条の2第3項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿を閲覧に供する事務	液化石油ガス販売事業者登録簿閲覧手数料	1回につき460円
4 法第29条第1項の規定に基づく保安機関の認定の申請に対する審査	保安機関認定申請手数料	34,000円と6,900円に申請に係る保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額

5 法第32条第1項の規定に基づく保安機関の認定の更新の申請に対する審査	保安機関認定更新申請手数料	14,000円と6,900円に申請に係る保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
6 法33条第1項の規定に基づく保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可の申請に対する審査	一般消費者等の数の増加の認可申請手数料	20,000円と6,900円に申請に係る保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
7 法第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	保安確保機器の設置及び管理の方法の認定申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者が液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等の数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 1,000戸未満 55,000円 (2) 1,000戸以上 10,000戸未満 80,000円 (3) 10,000戸以上 98,000円
8 法第36条第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可の申請に対する審査	貯蔵施設等設置許可申請手数料	21,000円に申請に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額

<p>9 法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>貯蔵施設等 変更許可申請 手数料</p>	<p>15,000円に申請に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額</p>
<p>10 法第37条の3第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可に係る完成検査</p>	<p>貯蔵施設等 設置完成検査 手数料</p>	<p>31,000円に検査に係る貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項本文若しくは第3項本文の規定による完成検査を受け、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められたもの又は同法第20条第1項ただし書若しくは第3項第1号若しくは第2号の規定による届出に係るもの（以下「完成検査合格施設」という。）を除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に検査に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設に限る。）の数を乗じて得た額との合計額</p>

<p>11 法第37条の3第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可に係る完成検査</p>	<p>貯蔵施設等 変更完成検査 手数料</p>	<p>24,000円に検査に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設を除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に検査に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設に限る。）の数を乗じて得た額との合計額</p>
<p>12 法第37条の4第1項の規定に基づく充てん設備による液化石油ガスの充てんの許可の申請に対する審査</p>	<p>充てん設備 許可申請手数料</p>	<p>28,000円に申請に係る充てん設備の数を乗じて得た金額</p>
<p>13 法第37条の4第3項において準用する法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>充てん設備 変更許可申請手数料</p>	<p>17,000円に申請に係る充てん設備の数を乗じて得た金額</p>

<p>14 法第37条の4第4項において準用する法第37条の3第1項の規定に基づく充てん設備の設置の許可に係る完成検査</p>	<p>充てん設備設置完成検査手数料</p>	<p>36,000円に検査に係る充てん設備の数を乗じて得た金額</p>
<p>15 法第37条の4第4項において準用する法第37条の3第1項の規定に基づく充てん設備の位置、構造、設備又は装置の変更の許可に係る完成検査</p>	<p>充てん設備変更完成検査手数料</p>	<p>27,000円に検査に係る充てん設備の数を乗じて得た金額</p>
<p>16 法第37条の6第1項の規定に基づく充てん設備の保安検査</p>	<p>充てん設備保安検査手数料</p>	<p>27,000円に検査に係る充てん設備の数を乗じて得た金額</p>



## 議案第 80 号

# 福岡市と筑紫野太宰府消防組合との消防通信指令事務の 委託に関する協議について

### 1 提出理由

筑紫野太宰府消防組合の消防通信指令事務を同組合から委託を受けて本市において実施することについて、同組合と協議し、規約を定めるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求めるもの。

### 2 協議内容

委託を受けるために必要な事務の範囲や経費の負担など、必要な事項を定める規約について協議するもの。

### 3 施行日

この規約は、福岡市及び筑紫野太宰府消防組合が協議して定める日から施行する。

**福岡市と筑紫野太宰府消防組合との消防通信指令事務の委託に関する規約****(委託事務の範囲)**

第1条 筑紫野太宰府消防組合（以下「甲」という。）は、消防通信指令に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項の規定に基づき、福岡市（以下「乙」という。）に委託する。

**(管理及び執行の方法)**

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

**(経費の負担)**

第3条 甲は、委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）を負担し、これを乙に交付するものとする。

- 2 委託費の額及び交付の時期は、乙が甲と協議して定める。
- 3 乙は、前項の協議に当たって、委託費の積算根拠を明らかにした書類を甲に提出するものとする。

**(予算の執行)**

第4条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

第5条 乙は、各年度において、委託費の予算に残額が生じた場合は、法第235条の5に規定する各年度の出納閉鎖日までに甲に返還するものとする。

- 2 甲及び乙は、各年度において、委託費に不足が生じた場合は、その都度協議するものとする。

**(決算の場合の措置)**

第6条 乙は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(連絡会議)

第7条 乙は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、甲と定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、必要がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

2 連絡会議の運営に必要な事項は、甲及び乙が協議して別に定める。

(規定外の事項)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

附 則

この規約は、甲及び乙が協議して定める日から施行する。

## 令和5年度 組織編成 (案)

令和4年度 (現行)	令和5年度 組織編成 (案)
<p>消防局 <b>1,111</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務部 74                             <ul style="list-style-type: none"> <li>総務課 13</li> <li>職員課 <b>50</b></li> <li>管理課 10</li> </ul> </li> <li>消防学校 9                             <ul style="list-style-type: none"> <li>教育課 8</li> </ul> </li> <li>警防部 <b>75</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>警防課 31</li> <li>消防団課 6</li> <li>救急課 22</li> <li>消防航空隊 <b>15</b></li> </ul> </li> <li>情報指令部 <b>59</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報管理課 7</li> <li>災害救急指令センター <b>51</b></li> </ul> </li> <li>予防部 44                             <ul style="list-style-type: none"> <li>予防課 7</li> <li>指導課 15</li> <li>査察課 12</li> <li>防災センター 9</li> </ul> </li> </ul>	<p>消防局 <b>1,119</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務部 70                             <ul style="list-style-type: none"> <li>総務課 13 <small>※学校機能強化担当主査の新設 (兼務)</small></li> <li>職員課 <b>46</b> <small>※中途機構整備に伴う人員調整 (時限) (R5.10.1~R6.3.31: 1名減員) (R5.11.1~R6.3.31: 3名減員)</small></li> <li>管理課 10</li> </ul> </li> <li>消防学校 9                             <ul style="list-style-type: none"> <li>教育課 8 <small>※校務係長は、学校機能強化担当主査を兼務</small></li> </ul> </li> <li>警防部 <b>76</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>警防課 31</li> <li>消防団課 6</li> <li>救急課 22</li> <li>消防航空隊 <b>16</b> <small>※運航第5係の新設 (R5.10.1~)</small></li> </ul> </li> <li>情報指令部 <b>62</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報管理課 7 <small>※システム等整備担当主査の新設 ※管理系の体制見直し</small></li> <li>災害救急指令センター <b>54</b> <small>※通信員の増員 (R5.11.1~)</small></li> </ul> </li> <li>予防部 44                             <ul style="list-style-type: none"> <li>予防課 7</li> <li>指導課 15</li> <li>査察課 12</li> <li>防災センター 9</li> </ul> </li> </ul>

令和4年度（現行）	令和5年度 組織編成（案）
<p>東消防署 <b>160</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>副署長（予防課長を兼務） 1</li> <li>予防課（副署長が兼務） <b>10</b></li> <li>警備課 <b>148</b></li> </ul>	<p>東消防署 <b>168</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>副署長（予防課長を兼務） 1</li> <li>予防課（副署長が兼務） <b>12</b></li> <li>警備課 <b>154</b></li> </ul> <p><b>※警備課消防係の予防課への移管</b> <b>※東本署第2救急小隊の配置</b></p>
<p>博多消防署 189</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>副署長（予防課長を兼務） 1</li> <li>予防課（副署長が兼務） <b>13</b></li> <li>警備課 <b>174</b></li> </ul>	<p>博多消防署 189</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>副署長（予防課長を兼務） 1</li> <li>予防課（副署長が兼務） <b>15</b></li> <li>警備課 <b>172</b></li> </ul> <p><b>※警備課消防係の予防課への移管</b></p>
<p>中央消防署 110</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>副署長（予防課長を兼務） 1</li> <li>予防課（副署長が兼務） <b>12</b></li> <li>警備課 <b>96</b></li> </ul>	<p>中央消防署 110</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>副署長（予防課長を兼務） 1</li> <li>予防課（副署長が兼務） <b>14</b></li> <li>警備課 <b>94</b></li> </ul> <p><b>※警備課消防係の予防課への移管</b></p>
<p>南消防署 117</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>副署長（予防課長を兼務） 1</li> <li>予防課（副署長が兼務） <b>7</b></li> <li>警備課 <b>108</b></li> </ul>	<p>南消防署 117</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>副署長（予防課長を兼務） 1</li> <li>予防課（副署長が兼務） <b>9</b></li> <li>警備課 <b>106</b></li> </ul> <p><b>※警備課消防係の予防課への移管</b></p>
<p>城南消防署 70</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>副署長（予防課長を兼務） 1</li> <li>予防課（副署長が兼務） <b>7</b></li> <li>警備課 <b>61</b></li> </ul>	<p>城南消防署 70</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>副署長（予防課長を兼務） 1</li> <li>予防課（副署長が兼務） <b>8</b></li> <li>警備課 <b>60</b></li> </ul> <p><b>※警備課消防係と予防課予防係の統合</b></p>
<p>早良消防署 100</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>副署長（予防課長を兼務） 1</li> <li>予防課（副署長が兼務） <b>7</b></li> <li>警備課 <b>91</b></li> </ul>	<p>早良消防署 100</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>副署長（予防課長を兼務） 1</li> <li>予防課（副署長が兼務） <b>9</b></li> <li>警備課 <b>89</b></li> </ul> <p><b>※警備課消防係の予防課への移管</b></p>
<p>西消防署 103</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>副署長（予防課長を兼務） 1</li> <li>予防課（副署長が兼務） <b>7</b></li> <li>警備課 <b>94</b></li> </ul>	<p>西消防署 103</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>副署長（予防課長を兼務） 1</li> <li>予防課（副署長が兼務） <b>9</b></li> <li>警備課 <b>92</b></li> </ul> <p><b>※警備課消防係の予防課への移管</b></p>